

蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、蕪崎市空き家バンク制度要綱（平成19年9月蕪崎市訓令乙第56号）に定める空き家バンクへの物件登録及び市内への移住及び定住を促進するため、空き家においてリフォーム工事又は残存する家財等の処分の費用に対し蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金を交付することについて、蕪崎市補助金等交付規則（昭和63年12月蕪崎市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 蕪崎市空き家バンク制度要綱に規定する空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) リフォーム工事 空き家の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事で、補助金の交付を申請する年度内に終えるものをいう。
- (4) 家財処分 空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具を処分するもので、補助金の交付を申請する年度内に終えるものをいう。
- (5) 入居者 売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者又は所有者と賃貸借契約の締結により空き家等を賃借することが決定している者をいう。
- (6) 入居予定者 売買契約又は賃貸借契約は未締結だが、売買又は賃借に係る所有者の同意が書面により得られている者で、リフォーム工事又は家財処分が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約の締結を行うものをいう。
- (7) 市内施工業者 市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び市内で事業を営む個人事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、空き家に転居した後に住所を定める入居者若しくは入居予定者又は所有者等で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 空き家バンクの物件登録者又は利用登録者
- (2) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でないもの
- (3) 市税等を滞納していないもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) リフォーム工事 市内施工業者による居住部分に係るリフォーム工事で、次に掲げる要件に該当する工事に要する経費
 - ア 経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が20万円以上であること。
 - イ その他法令等の規定に基づき交付を受ける住宅改修に係る補助金等の対象経費として含まれていないこと。
- (2) 家財処分 居住部分に係る家財処分で、次に掲げる要件に該当するものに要する費用。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を除く。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施するものであること。
 - イ 経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が5万円以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) リフォーム工事 前条第1号に該当する費用の2分の1に相当する額又は100万円のうちいずれか少ない額

(2) 家財処分 前条第2号に該当する費用の2分の1に相当する額又は10万円のうちいずれか少ない額

2 補助金は、同一住宅又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

3 市長は、第3条に規定する対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付の申請期間)

第6条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) リフォーム工事 売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から1年を経過するまでの期間

(2) 家財処分 次に掲げる期間

ア 空き家バンクに登録された日から1年を経過するまでの期間（所有者に限る。）

イ 売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から1年を経過するまでの期間（入居者及び入居予定者に限る。）

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事 次に掲げる書類

ア 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し

イ 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真

ウ 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類

エ 工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る。）

オ 納期が到来している市税等を滞納していないことを証する書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 家財処分 次に掲げる書類

- ア 撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し
- イ 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真
- ウ 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る。）
- エ 撤去及び処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る。）
- オ 納期が到来している市税等を滞納していないことを証する書類
- カ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、
工事等が完了した日から30日又は補助金の交付の決定を受けた日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家に転居した後の住民票の写し（入居者及び入居予定者に限る。）
- (2) 工事等に係る費用の領収書の写し
- (3) 工事等を行った箇所の完了後の写真
- (4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があつた場合は、その内容を審

査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金額確定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条に規定する確定通知書を受けた交付決定者は、蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の請求書を受理したときは、請求金額を確認し、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容、法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) 所有者等が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家を取り壊したとき、又は登録を取りやめたとき。
- (4) 入居者又は入居予定者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に廃止前の蕪崎市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱（平成27年3月蕪崎市訓令乙第4号）の規定によりなされた決定そ

の他の手続は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

4 この告示の失効の時に現に第8条に規定する交付の決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。